

那珂川町告示第 3 2 号

那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付要綱を次のように定め、令和 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

令和 8 年 9 月 4 日

那珂川町長 益 子 純 恵

那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、那珂川町における町民の防災・防犯力の強化を目的として、災害や防犯に関する物品の購入に要する費用に対し、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那珂川町補助金等交付規則（平成 1 7 年那珂川町規則第 4 7 号）及び那珂川町補助金等の交付に関する規程（平成 2 8 年那珂川町告示第 1 0 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日において那珂川町に住所登録があるもの
- (2) 本人および世帯員に、町税および国税等を滞納しているものがないもの
- (3) 本人および世帯員に、当補助金の交付を受けているものがないもの
- (4) 本人および世帯員に、那珂川町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に指定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員、同条第 4 号に規定する暴力団等に該当するものがないもの

(補助対象物品)

第 3 条 補助金の交付対象となる物品（以下「対象物品」という。）は、別表 1 に掲げるものであり、本告示の施行日以降に購入した新品の物品とする。ま

た、次の各号のいずれかに該当する物品については補助対象外とする。

- (1) フリーマーケットアプリやリサイクルショップなどで購入した中古品
- (2) 個人間の売買取引によるもの
- (3) 申請期間外に購入したもの
- (4) リース品や分割払いによる購入品
- (5) その他町長が対象外と判断されるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象物品の購入に要した費用（以下「補助対象経費」という）の消費税を含めた合計額の2分の1の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助額は3万円を上限とする。

3 配送料、工事費、設置費などの物品以外の費用については除外する。

(申請期間等)

第5条 補助金の申請受付期間は、令和8年10月1日から令和9年1月29日までとする。

2 申請については、申請者本人による申請とする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付申請書兼請求書（規則様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) レシート、領収書等（品名・数量・金額・購入日が確認できるもの）
- (2) 購入した物品の写真
- (3) 運転免許証やマイナンバーカード等、本人確認ができる顔写真付きの証明書

(交付決定)

第7条 町長は、規則第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定する。

2 補助金を交付することが適当と認めたときは、那珂川町安心安全な町づく

り支援補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 補助金を交付することが不適当と認めたときは、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し）

第８条 町長は、前条の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) リサイクルショップへの売買、個人への売買や譲渡が認められたとき
- (3) その他、町長が補助金を交付することが適当でないと認める事由があるとき

- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により、当該取り消しを受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条 町長は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により返還を命ずるときは、那珂川町安心安全な町づくり支援補助金返還請求書（様式第５号）により請求するものとする。
- 3 前項の規定により、補助金の返還を命じられた者は、当該補助金を定められた期間までに返還しなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第１０条 この告示において、那珂川町補助金等交付規則第１３条に規定する実績報告は不要とする。また、同規則第１６条に規定する補助金の額の確定は行わない。

（その他）

第１１条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和８年１０月１日より施行し、令和９年３月３１日に失効する。

別表 1（第 3 条関係）対象物品一覧

区 分	対 象 物 品
防災物品	感振ブレーカー、住宅用火災警報器、ポータブル電源、発電機、モバイルバッテリー、消火器、懐中電灯、ランタン、給水袋・タンク、カセットコンロ、カセットボンベ、家具転倒防止器具、土のう袋、止水パネル、ブルーシート、ロープ、エアマット、簡易トイレ・非常用トイレ、防災用品セット
防犯物品	防犯カメラ、カメラ付きインターホン、防犯フィルム、人感センサーライト、面格子、サムターンカバー・ロック、防犯砂利